

奨学金制度 Q & A

Q1 都外の高等学校出身で、住民票は都内にありますが、実際は都外に生活の拠点があります。受験資格はありますか？

A 「都内に住所を有する」とは、住民登録上の住所に居住実態があることを指します。都内の住所に住民登録されていても、実際には都内に居住していない場合は、対象外です。

Q2 他大学入学試験と併願することは可能でしょうか？

A 併願は可能です。ただし、合格したときに入学を確約できることが東京都地域枠入学試験の出願条件となります。

Q3 連帯保証人に所得要件はありますか？

A 所得額に条件はありませんが、独立した生計を営んでいることが必要です。連帯保証人同士が同一生計の人は認められません。

Q4 連帯保証人が2名見つからないのですが、機関保証制度はありますか？

A 機関保証制度はありません。

Q5 初期臨床研修について、奨学金の被貸与者は出身大学の都内の付属病院に優先的に採用されますか？

A 奨学金の被貸与者であっても、医師臨床研修マッチングの対象となりますので、優先的な採用が保証されているわけではありません。本奨学金制度で初期臨床研修先として定めている病院に採用されなかった場合、奨学金を返還していただくこととなりますので、入学後も継続して勉強に取り組んでください。

Q6 「指定医療機関」について、教えてください。

A 救命救急センターや周産期母子医療センターなどの、東京都の中核的な医療を担う施設を指定しています。勤務先は、奨学金被貸与者本人が就職活動を行い、決定します。

Q7 指定勤務期間中に、育児休業等により勤務を中断した場合、返還が必要ですか？

A 災害、疾病、出産、育児、介護等により、医師として従事することができないと、東京都が認めた場合に、通算して原則4年間まで、奨学金の返還を猶予する制度があります。ただし、この猶予期間は、指定勤務期間には含みません。

Q8 指定勤務期間中に、大学院進学や海外留学、長期の海外研修をすることは可能ですか？

A 大学院進学や海外留学、長期の海外研修は原則認められません^{*}。指定勤務期間中は、労働の対価として給与を得て、常勤職員又は月16日以上非常勤職員やシニアレジデントとして、東京都が指定する医療機関において、指定4分野に継続的に従事することが必要です。（※一定の要件を満たした場合には、例外的に、医師としての能力開発のための大学院進学又は留学が認められる場合があります）。

Q9 指定勤務期間を満了せずに奨学金を返還することになった場合、勤務年数に応じて返還額は減額されるのでしょうか？

A 指定勤務を行った年数に応じた返還額の一部免除はできません。

(東京都地域枠入学試験に関する問合せ先)

順天堂大学医学部入試係 03-5802-1021
杏林大学医学部事務課入試係 0422-44-1865
日本医科大学アドミッションセンター 03-3822-2131 (内線 5120)
0800-170-5510 (フリーダイヤル)

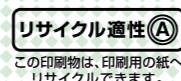
(奨学金制度に関する問合せ先)

東京都保健医療局医療政策部医療人材課 03-5320-4552
(東京都庁第一本庁舎 28 階南側)



東京都特別貸与奨学金
HPはこちら

登録番号 (6) 36



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

～医学部受験生のみなさんへ～

東京都地域医療医師奨学金 (特別貸与奨学金) 制度について

将来、医師として、東京都の地域医療に従事する強い意思を持つ医学部生（都が指定する大学が実施する「東京都地域枠入学試験」に合格し、入学する方）に奨学金を貸与します。

令和7年度 東京都地域枠入学試験の概要

1 東京都が指定する大学及び募集人数（予定）※変動する可能性があります。

大学名	人数	入学試験区分
順天堂大学	10人	東京都地域枠入学試験 10人
杏林大学	10人	一般入学試験（東京都地域枠） 10人
日本医科大学	5人	一般入学試験（東京都地域枠） 5人

2 出願資格（特別貸与奨学金の申込み資格）

次の①から③までの要件を全て満たす方が対象です。

- ① 出願時に、次のいずれかの要件を満たす者
 - ア 東京都内に住所を有し、かつ高等学校等を卒業した者（卒業見込みを含む。）
 - イ 都内の高等学校等を卒業した者（卒業見込みを含む。）
- ② 各大学が実施する「東京都地域枠入学試験」に合格したとき、当該大学への入学を確約できる者
※ 合格したときは入学を辞退することができません。
- ③ 医師免許取得後、小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療のいずれかの領域で、東京都が指定する医療機関において、奨学金貸与期間の1.5倍以上の期間（初期臨床研修期間を含む。）、医師として従事する意思を有すること。
※ 東京都が指定する医療機関は、「東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）のご案内」で確認してください。

3 出願に当たっての注意事項

- 「東京都地域枠入学試験の学生募集要項」及び「東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）のご案内」をよく読んで、内容を確認してください。
- 「東京都地域枠入学試験の出願書類」と「特別貸与奨学金貸与申込書類」を一緒に、受験を希望する大学へ提出してください。

「東京都地域枠入学試験の学生募集要項」及び「東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）のご案内」は、各大学で配布しています。

東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）制度の概要

1 奨学金の貸与金額

奨学金として、各大学の修学費（全額）及び生活費（月額10万円）を貸与します。
 なお、大学において授業料等の改定が行われた場合は、奨学金の額も改定します。

大学名	修学費（6年間計）	生活費（6年間計）	合計額
順天堂大学	2,080万円	720万円	2,800万円
杏林大学	3,700万円		4,420万円
日本医科大学	2,200万円		2,920万円

- ※ 貸与契約締結にあたっては、一定の職業に就き、収入を得ている連帯保証人2名が必要です。
- ※ 修学費には、学生会・父兄会費、傷害保険料等を含みません。
- ※ 修学費は、東京都が直接大学へお支払いします。入学金を含め、一時的な立替えもありません。
- ※ 生活費は、学生本人名義の口座へ振り込みます。

2 貸与期間

令和7年4月から大学を卒業する月まで
 ただし、休学しているとき、留年により同一学年を再度履修している年度は、貸与を休止します。

3 奨学金の返還（4 返還の猶予、5 返還免除の要件 に該当しない場合）

貸与を受けた奨学金の金額と利子（年率10%）を合計した金額を返還することになります。

4 返還の猶予

貸与期間終了後、次の①から④のいずれかに該当する期間は、返還を猶予します。

- ① 出身大学の都内付属病院^{※1}で臨床研修を受けているとき。
- ② 初期臨床研修修了後、引き続き、小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療のいずれかの領域で、医師として、東京都が指定する医療機関に従事しているとき。
- ③ 医師国家試験に不合格だった場合、大学を卒業した日から2年以内に医師国家試験に合格し、免許を取得しようとする意志があるとき。
- ④ 災害、疾病、出産、育児、介護等により、医師として従事することができないと、東京都が認めるとき（通算して、原則4年間まで）。
 ※一定の要件を満たした場合には、例外的に、医師としての能力開発のための大学院進学又は留学が認められる場合があります。

5 返還免除の要件

次の①及び②に該当する指定勤務をいずれも行ったときに、奨学金の返還を免除します。

- ① 医師国家試験合格後、直ちに出身大学の都内付属病院^{※1}での臨床研修を開始し、2年間の研修を修了すること。
- ② 初期臨床研修修了後、引き続き小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療のいずれかの領域で、東京都が指定する都内の医療機関において、7年間医師として継続的に勤務すること。

※1 初期臨床研修を受ける病院は、都内の医師少数区域（東京都医師確保計画を参照）に所在する基幹型臨床研修病院等でも可能な場合があります。

入学から指定勤務終了までの流れ

1 在学中

1 地域医療研修

地域医療への理解を深めるため、東京都が大学等と連携して実施する研修プログラムに参加していただきます。

《研修の例》

- ◆ へき地医療研修（1年生）三宅島での宿泊研修
- ◆ 3大学合同ワークショップ（3年生）
- ◆ 指定医療機関見学会（5年生） など



2 医師臨床研修マッチング（6年生）

出身大学の都内の付属病院^{※1}で初期臨床研修が受けられるよう、医師臨床研修マッチングの希望順位を登録してください。

3 医師国家試験

2 卒業後

1 医師免許取得

医師国家試験合格後、速やかに医師免許を取得してください。

2 初期臨床研修

初期臨床研修は、出身大学の都内付属病院^{※1}で受ける必要があります。
 医師臨床研修マッチングにより決定した臨床研修プログラムを受けてください。
 （研修協力施設も、都内に所在するものに限りです。）

3 初期臨床研修修了後

初期臨床研修修了後に勤務する医療機関は、都が指定する医療機関の中から、奨学金被貸与者本人が就職活動をして決定します。

＜勤務イメージ（例）＞

区分	内容	指定勤務期間								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
初期臨床研修 (2年)	出身大学の都内の付属病院	■								
指定医療機関 (4年6か月以上)	都内で小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療を担う医療機関の中から、東京都が指定する医療機関に従事（救命救急センター、周産期母子医療センターなど）			■			■			■
その他 (2年6か月以内)	都内の病院で小児医療、周産期医療、救急医療に従事。へき地医療を選択した者は、都内の病院で自己の診療科に従事					■			■	

3 返還免除